

第7期荒川区介護保険事業計画を策定

この計画では、国の指針や介護保険制度の改正、近年の区の介護保険事業の実績等を踏まえて、平成30～32年度の介護保険事業運営に必要なサービス量や費用等を推計し、65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料を定めています。

（問合せ）介護保険課 ☎内線2431

図1 「65～74歳」と「75歳以上」の人数（推計）

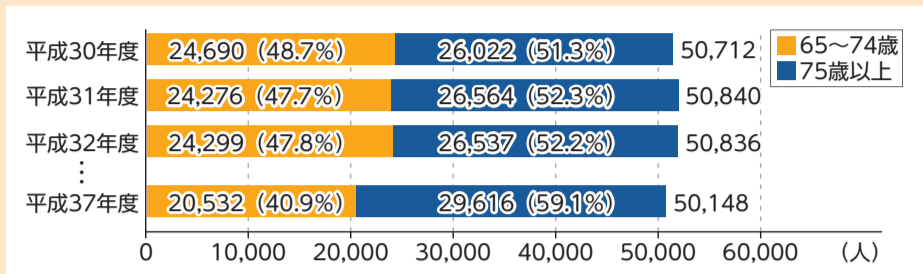


図2 要介護度別の人数（推計）

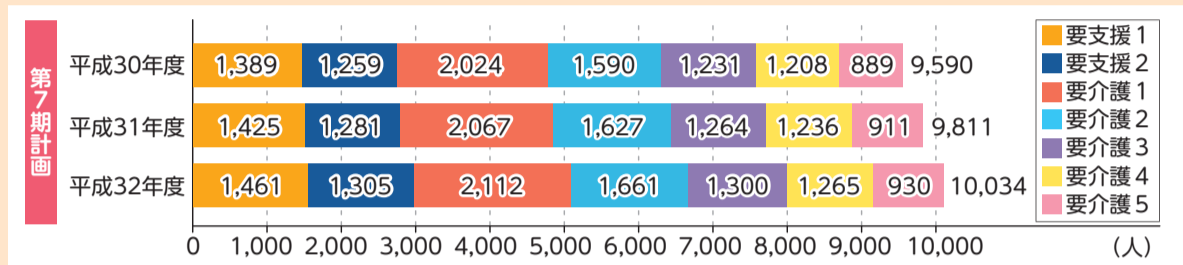
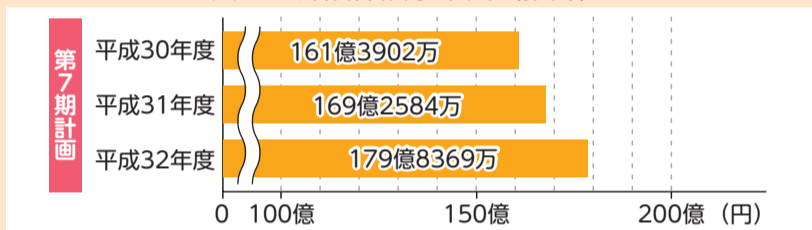


図3 介護保険事業費（推計）



推計の概要

● 高齢者数および要介護・要支援認定者数

荒川区の高齢者数は、平成32年度から微減傾向で推移しますが、75歳以上の後期高齢者の割合が高くなるため、要介護・要支援認定者の数は増加していくと見込んでいます（図1、図2）。

● 介護保険事業費

要介護・要支援認定者が増えることに伴い、必要となる介護サービスの量と介護保険事業に係る費用は増加していくと見込んでいます（図3）。

介護保険事業の方向性

● 居宅サービス

近年、医療ニーズに対応したサービス（「訪問看護」、「居宅療養管理指導」等）が急激に増加しているため、本計画では、これらのサービスの増加傾向がさらに強まると見込んでいます。

● 施設サービス

今後の特別養護老人ホームの整備については、入所申込者の状況や区民向け実態調査の結果に加え、居住系サービスの整備状況等を考慮し、検討を進めていきます。

● 地域支援事業

日常生活圏域を8圏域に細分化した上で地域包括支援センターの機能を強化し、高齢者の総合相談や権利擁護等、よりきめ細やかなサービスや支援を展開するとともに、介護予防をさらに推進します。

● 地域密着型サービス

地域密着型サービスのうち、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」については、特に重点的に整備を進める必要があるため、本計画において整備目標数を定めて推進していきます。

区分	第7期整備目標数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 箇所
小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）	5 箇所
認知症対応型共同生活介護	3 箇所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1 箇所

介護保険制度の主な改正内容

平成30年4月以降、制度の一部が見直されます。

● 所得指標の見直し（平成30年4月実施）

介護保険料や利用者負担割合等の判定基準となる合計所得金額について、土地等の売却に係る長期譲渡所得や短期譲渡所得の特別控除額が含まれる場合には、特別控除額を控除することとなりました。

また、介護保険料の所得段階が第1～5段階の方については、上記と併せて公的年金等に係る雑所得も控除することとなりました。

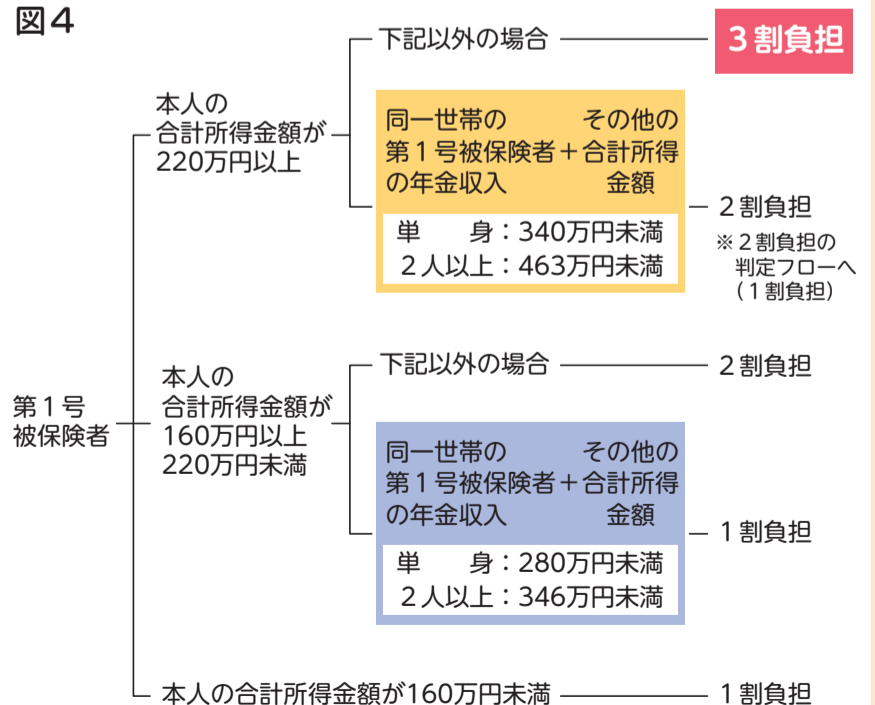
● 介護医療院の創設（平成30年4月実施）

施設サービスに「介護医療院」が追加されます。介護医療院では、要介護者の方に、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。区では、今後、介護療養型施設等からの転換動向を注視し、医療ニーズに対応した施設サービスの適切な確保に努めていきます。

● 利用者負担割合の見直し（平成30年8月実施）

介護サービスを利用した際の利用者負担割合について、現役並みの所得を有する方の負担割合が2割から3割に引き上げられます（図4）。

図4



※第2号被保険者、区民税非課税者、生活保護受給者は、上記に関わらず1割負担